

○警察本部における大規模災害対応業務継続計画の策定について

令和7年4月1日

道本備第2号（各部合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
大規模災害発生時に警察本部における業務の継続性を確保するための計画については、
「北海道警察大規模災害対応業務継続計画の策定について」（令4. 4. 1道本備第5号。
以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを
行い、新たに別添のとおり「北海道警察本部における大規模災害対応業務継続計画」を定
めたので、所属職員に周知徹底し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北 海 道 警 察 本 部 に お け る
大 規 模 災 害 対 応 業 務 継 続 計 画

北 海 道 警 察
令和 7 年 4 月

目 次

第1章	総則	1
第1	目的	1
第2	実施方針等	1
1	実施方針	1
2	北海道公安委員会への報告等	1
第2章	警察本部業務継続計画	1
第1	体制	1
1	業務継続実施責任者	1
2	業務継続実施副責任者	1
第2	想定する地震と被害想定	1
1	想定する地震	1
2	被害想定等	2
第3	非常時優先業務	3
1	業務の分類	3
2	非常時優先業務の特定	3
3	警察本部及び情報通信部における業務の分類	4
第4	平素の措置	4
1	人員の把握	4
2	職場環境の整備	4
3	備蓄等	5
4	代替施設の確保等	5
5	情報通信の確保等	5
6	職員等の仮住居候補の把握	5
7	教養等の実施	5
第5	発生時の措置	6
1	業務継続のための執務体制等の確立	6
2	執務の方針	6
3	庁舎機能の確保等	6
4	負傷者等への対応	7
5	代替施設への移転	7
第3章	警察学校、方面本部及び警察署における対応	7
別添1	「月寒背斜に関連する断層で発生する地震」が発生した場合に想定される被害	
別添2	業務の分類	

第1章 総則

第1 目的

この計画は、札幌市内で大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、警察本部及び北海道警察情報通信部（以下「情報通信部」という。）が職員の被災、ライフラインの途絶その他の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度の高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施方針等

1 実施方針

この計画の実施に当たっては、各所属及び情報通信部が連携を密にして一体的な活動を行い、業務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

なお、この計画の内容については、絶えず検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

2 北海道公安委員会への報告等

この計画の実施状況については、時機を失することなく北海道公安委員会へ報告し、所要の指導等を受けるとともに、北海道公安委員会を的確に補佐するものとする。

第2章 警察本部業務継続計画

第1 体制

1 業務継続実施責任者

- (1) 警察本部及び情報通信部の各所属に業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、大規模災害発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

2 業務継続実施副責任者

- (1) 警察本部及び情報通信部の各所属に業務継続実施副責任者（以下「実施副責任者」という。）を置き、次席（次席に相当する者を含む。）をもって充てる。
- (2) 実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故あるときは、その業務を代行するものとする。

第2 想定する地震と被害想定

1 想定する地震

北海道警察本部の本庁舎（以下「本庁舎」という。）に影響を及ぼすことが想定される地震は、札幌市の地震被害想定である第4次地震被害想定によると、内陸型（伏在活断層）地震の3つの地震（野幌丘陵断層帯で発生する地震、月寒背斜に関連する断層で発生する地震、西札幌背斜に関連する断層で発生する地震）で最大震度7と予測されている。

この計画においては、市広域で最も揺れが大きくなり、人的被害及び建物被害が最大となる「月寒背斜に関連する断層で発生する地震」（以下「月寒断層の地震」という。）による災害を想定するものとする。

2 被害想定等

- (1) 月寒断層の地震が発生した場合に想定される被害は別添 1 のとおりである。
- (2) 月寒断層の地震により札幌市において震度 7 を観測し、ライフラインが途絶した場合における本庁舎機能の状況については、次表のとおり想定するものとする。

機 能	状 況										
電 力	○ 外部からの電力供給が復旧するまでの間、非常用発電機から電力供給が可能である。 ○ 警察本部としての機能維持に必要な情報通信部機械室、通信指令室・通信指令機械室、総合指揮室・映像機械室、交通管制センター・交通管制機械室、照会センター・電子計算機械室、自動交換機室及び中央監視室については、電力供給が可能である。 ○ 非常用発電機の電力供給能力は次表のとおり。 <table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>電力供給範囲</td></tr> <tr> <td>運転時間</td><td>72時間程度</td></tr> <tr> <td>照明</td><td>非常用回路の照明のみ</td></tr> <tr> <td>電源</td><td>非常用回路のコンセントのみ</td></tr> <tr> <td>エレベーター</td><td>使用可能</td></tr> </table>	区分	電力供給範囲	運転時間	72時間程度	照明	非常用回路の照明のみ	電源	非常用回路のコンセントのみ	エレベーター	使用可能
区分	電力供給範囲										
運転時間	72時間程度										
照明	非常用回路の照明のみ										
電源	非常用回路のコンセントのみ										
エレベーター	使用可能										
通 信	○ 警察無線及び警察電話 非常用自家発電機による電力供給により、通常どおり使用可能 ○ 加入電話及び携帯電話 事業者による復旧が完了するまでの間（約 7 日間）、つながりにくい状態										

上水道	○ 井水を浄化し、地下3階受水槽（105m³）に貯水し、ポンプで8階中間水槽（18m³）及び18階高架水槽（16m³）に揚水している。 ○ ポンプは非常用回路に接続されているため、電力供給が続く限り、飲用水の確保が可能である。
下水道	○ 地上階の排水は、自然流下により屋外排水枡を通じて下水道に放流されているため、外部公共下水施設に甚大な被害が生じない限り、便所等の衛生設備の使用が可能である。

- (3) 本庁舎以外の分庁舎（琴似庁舎、琴似留置場、札幌運転免許試験場、機動隊舎、航空隊舎をいう。以下同じ。）を管理している実施責任者は、(2)に準じて当該庁舎の機能状況を把握しておくものとする。

第3 非常時優先業務

1 業務の分類

大規模災害発生時においても優先度の高い業務の継続性を確保するため、警察本部各所属において所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（北海道警察災害警備本部における各班の任務をいう。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等、人的・物的資源に制約がある厳しい状況下でも災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。）及びその他の通常業務（被害状況がある程度回復、執務人員の増加等により再開できる業務をいう。以下「縮小・中断業務」という。）に分類するものとする。

なお、災害応急対策業務と継続の必要性の高い通常業務を合わせて非常時優先業務とする。

2 非常時優先業務の特定

(1) 業務影響分析の実施

ア 非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、道民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行うものとする。

イ 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を次表の基準に基づき評価することにより行うものとする。

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベル 1	軽 微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル 2	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル 3	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル 4	大きい	相当な社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考える。）。
レベル 5	甚 大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える。）。

(2) 非常時優先業務の特定

業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベル 3）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベル 2）」以下にとどまると評価した業務を縮小・中断業務とする。

3 警察本部及び情報通信部における業務の分類

警察本部及び情報通信部における業務の分類は、別添 2 のとおりとする。

第 4 平素の措置

1 人員の把握

実施責任者は、職員の一部が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。

また、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

2 職場環境の整備

実施責任者は、執務室等の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置を講ずるとともに、資料等の散逸防止を図るため、キャビ

ネット等の施設に努めるものとする。

また、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続できるようにしておくものとする。

3 備蓄等

(1) 実施責任者は、食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食糧等の適切な管理を図るものとする。

(2) 実施責任者は、負傷者の応急救護に必要な救護用品、医薬品等を確保しておくものとする。

(3) 実施責任者は、事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の確保と適切な管理を図るものとする。

4 代替施設の確保等

(1) 警備課長は、本庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能に移転し得る代替施設の確保に努めるものとする。

(2) 警備課長は、代替施設までの移動手段について検討し、あらかじめ職員に周知するものとする。

5 情報通信の確保等

(1) 情報通信部及び情報管理課は、本庁舎及び代替施設において、被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び各種情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施するものとする。

(2) 各種情報システムを整備する実施責任者は、そのシステムを維持するため、担当職員の不在時に対応可能な体制を確保するとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に情報通信部や事業者等との協働が必要なものについては、それらとの連絡体制を整備するなど、対処体制を確保するものとする。

6 職員等の仮住居候補の把握

警備課長は、職員の住居が被災した場合等に備え、職員等が安心して休息できる住環境の整備のため、仮住居候補（警察公宅、公営住宅及び民間住宅）を把握し、業務継続に向けた体制を構築するよう努めるものとする。

7 教養等の実施

(1) 実施責任者は、職員に対し、この計画に関する教養、訓練等（以下「教養等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

(2) 警備課長は、災害警備本部等の立ち上げ、非常時優先業務の実施に必要な通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう、災害警備本部要員等と連携した訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報シス

テムの操作方法の教養等を実施するものとする。

第5 発生時の措置

1 業務継続のための執務体制等の確立

(1) 招集及び参集

職員の招集及び参集については、別に定める北海道警察災害警備計画の規定により行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

(2) 安否確認

実施責任者は、別に定める北海道警察災害警備計画の規定により、所属職員の安否を確認するものとする。

(3) 職務代行

警察本部長、警察本部の部長及び課長（課長に相当する者を含む。）に事故のあるとき又は欠けたときは、別に定める北海道警察処務規程の規定により、当該定められた職務代行者がその順位に基づき職務を代行するものとする。

(4) 職員等の住環境の整備

実施責任者は、職員の住居の被災等があった場合は、職員等が安心して起臥寝食可能な住環境の整備に努め、持続可能な対処体制を確保するものとする。

2 執務の方針

(1) 実施責任者は、非常時優先業務に必要な人的・物的資源を確保するため、縮小・中断業務は積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

(2) 実施責任者は、被害の拡大状況、非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。

(3) 実施責任者は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、縮小・中断業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、縮小・中断業務を順次再開するものとする。

(4) 実施責任者は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

3 庁舎機能の確保等

(1) 庁舎管理者（北海道警察処務規程第62条に規定する警察本部の庁舎管理者をいう。以下同じ。）は、本庁舎及び分庁舎の破損の有無を確認し、必要に応じて立入禁止等の措置を講ずるものとする。

(2) 庁舎管理者は、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の維持機能に必要な各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業

務継続に向けた協力を要請するものとする。

- (3) 実施責任者は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の使用を抑制するものとする。

4 負傷者等への対応

(1) 負傷者の救護

ア 実施責任者は、負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護措置を行うとともに、負傷状況に応じて医療機関等に搬送するものとする。

イ 厚生課長は、必要に応じて救護班を編成し、負傷者の応急救護措置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

(2) 来庁者への対応

ア 庁舎管理者は、大規模地震の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、庁舎内に一時待機させるものとする。

イ 庁舎管理者は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部等の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入施設に案内又は誘導するものとする。

5 代替施設への移転

- (1) 警備課長は、本庁舎の安全が確保されていない場合又は使用することが適当でないと認める場合は、警察本部長の指揮の下、災害警備本部等を速やかに代替施設に移転するものとする。

- (2) 代替施設への移動は、徒歩、車両の利用等、陸路を原則とするが、道路の損壊等により陸路による移動が困難になった場合には、必要に応じて警察用航空機を活用することとする。

第3章 警察学校、方面本部及び警察署における対応

警察学校、方面本部及び警察署は、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性の確保を図るものとする。

また、業務継続計画を策定又は変更した場合には、警察本部警備課に当該計画を送付（札幌方面以外の方面に所属する警察署にあっては当該方面本部の警備課経由）するものとする。

別添 1

「月寒背斜に関連する断層で発生する地震」が発生した場合に想定される被害

【出典：札幌市地域防災計画、第4次地震被害想定】

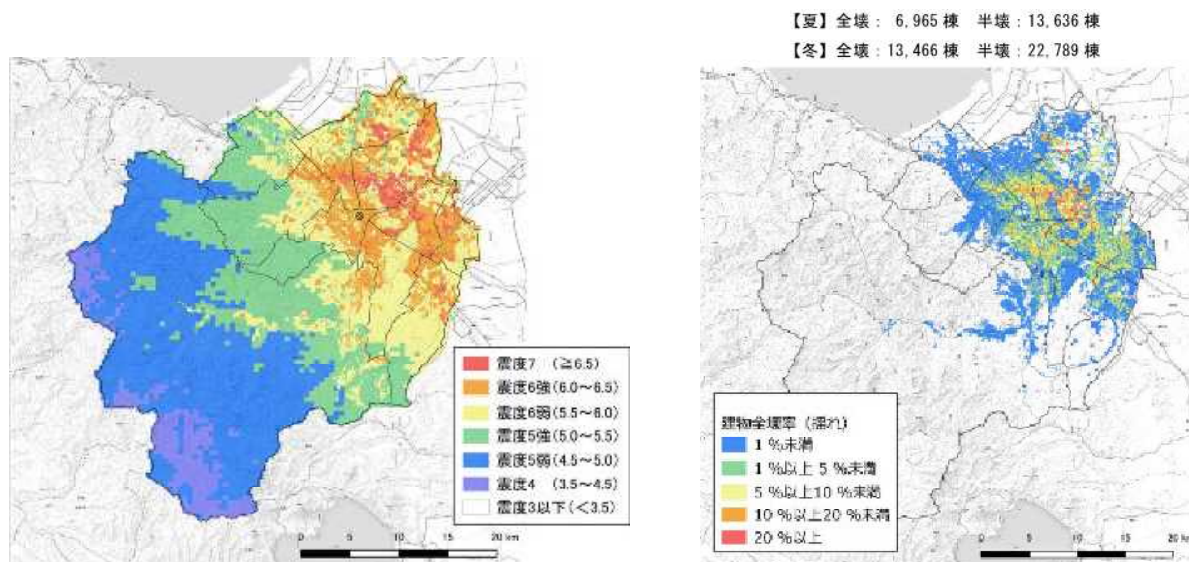


図 震度分布（月寒背斜に関連する断層で発生する地震）

図 揺れによる被害

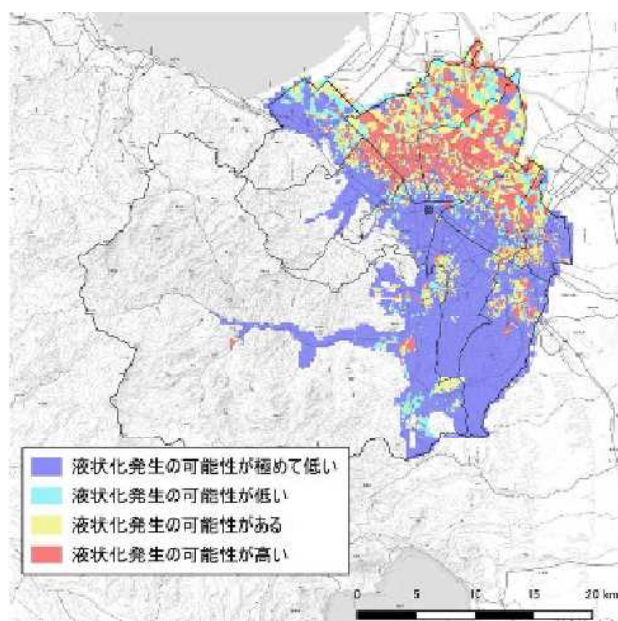


図 液状化危険度分布

○ 被害想定の概要

【人的被害】

表 人的被害の想定結果

	死者					負傷者					重傷者				
	揺れ	土砂	火災	屋外	計	揺れ	土砂	火災	屋外	計	揺れ	土砂	火災	屋外	計
冬5時（人）	859	42	34	0	936	6,263	53	39	23	6,379	3,539	27	11	6	3,582
冬18時（人）	703	27	78	9	817	5,045	34	82	464	5,626	2,850	17	23	115	3,006
夏12時（人）	333	19	0	11	363	3,550	24	1	480	4,055	2,006	12	0	138	2,156

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表 要救助者が凍死することを加えた死者数の想定結果

	凍死 A（要救助者はすべて助からないとした場合）	凍死 B（要救助者は当日に救助されれば助かるとした場合）
冬5時（人）	4,911	1,383
冬18時（人）	4,030	1177

【建物被害】

表 建物被害の想定結果

	全壊					半壊			
	揺れ	液状化	土砂災害	火災	計	揺れ	液状化	土砂災害	計
冬5時（棟）	13,466	478	435	358	14,737	22,789	17,799	1,015	41,602
冬18時（棟）	13,466	478	435	886	15,265	22,789	17,799	1,015	41,602
夏12時（棟）	6,965	478	356	0	7,799	13,636	17,799	830	32,264

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

【ライフライン被害】

表 上水道：断水世帯数の推移

	直後	1日後	1週間後	1カ月後
夏（世帯）	372,746	211,230	143,316	0
冬（世帯）	372,746	211,230	162,425	0

表 下水道：機能支障の影響人口の推移

	直後	1日後	1週間後	1カ月後
夏（人）	92,205	87,352	58,235	0
冬（人）	92,205	88,790	68,300	0

表 電力：停電戸数の推移

	直後	1日後	1週間後
夏（戸）	875,236	139,014	0
冬（戸）	875,236	171,751	0

表 通信：不通回線数の推移

	直後	1日後	1週間後
夏（回線数）	23,044	18,436	0
冬（回線数）	42,287	36,246	0

表 都市ガス：要安全点検需要家数の推移

	直後	1日後	1週間後
夏（戸）	278,085	263,449	175,633
冬（戸）	402,641	392,317	330,372

表 復旧所要日数

	上水道	下水道	電力	通信	都市ガス
夏（日）	19	19	5	5	20
冬（日）	27	27	7	7	40

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	○総務班の総括に関する事。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（支援対策部隊）の運用に関する事。 ○警察相談に関する事。 ○広報及び広聴活動に関する事。 ○報道対応に関する事。 ○広報隊の運用に関する事。 ○補給に関する事。 ○補給隊の運用に関する事。 ○遺失、拾得対策に関する事。 ○警察施設の被害調査、復旧に関する事。 ○宿舎に関する事。 ○宿舎隊の運用に関する事。 ○警察装備に関する事。 ○警察車両の管理運用に関する事。 ○警察車両の燃料の確保に関する事。 ○機動装備隊の運用に関する事。 ○警察情報システムの管理、運用に関する事。 ○留置施設の管理運営及び被留置者の処遇に関する事。 ○被留置者の護送に関する事。 ○被留置者の避難に関する事。
	継続の必要性の高い通常業務	レベ5 【総務課】 ○北海道公安委員会の補佐及び庶務に関する事。 ○機密に関する事。 ○北海道公安委員会委員長及び警察本部長の職印並びに北海道公安委員会及び警察本部の庁印の管守に関する事。 ○北海道及び北海道議会との連絡その他渉外事務一般に関する事。 【広報課】 ○広報に関する事。 【警察相談課】 ○所管行政及び市民生活の安全と平穏に関する相談等に関する事 【施設課】 ○警察本部庁舎の管理に関する事。 【装備課】 ○服制及び被服に関する事。

		○警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。 ○支給品、貸与品その他の警察装備に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。 ○警察電話に関すること。 【留置管理課】 ○留置施設の管理に関すること。 ○被留置者の護送に関すること。
	レ ベ ル 4	【会計課】 ○予算、決算及び会計に関すること。 ○物品の取得、管理及び処分に関すること。 【情報管理課】 ○電子計算組織（他の部の所掌に属するものを除く。）の運用管理及び整備に関すること。 ○電子計算組織に係る情報管理に関すること。
	レ ベ ル 3	【総務課】 ○個人情報の保護に関すること。 ○公文書類の収受、発送、編集及び保存に関すること。 ○被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。 【会計課】 ○遺失物に関すること。 ○交通反則金の徴収に関すること。
縮 小 ・ 中 断 業 務		【総務課】 ○会議（部長、方面本部長、警察署長等）に関すること。 ○警察署協議会に関すること。 ○行事計画の調整に関すること。 ○情報公開に関すること。 ○所管行政の事務能率の増進に関すること。 【広報課】 ○広聴に関すること。 ○警察音楽隊に関すること。 【会計課】 ○会計の監査に関すること。 【施設課】 ○財産の取得、管理及び処分に関すること。 ○交通安全施設の取得及び処分に関すること。 【装備課】 ○警察装備の調査、研究及び開発に関すること。 【情報管理課】

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○対象業務の開発及び運用に関すること。○警察統計（犯罪統計に係る指導及び審査に関するものを除く。）に関すること。 |
|--|---|

【留置管理課】

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">○留置業務の指導、調査、研究及び企画に関すること。○留置施設視察委員会に関すること。 |
|--|---|

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容	
非常時優先業務	災害応急対策業務	○警務班の総括に関すること。 ○警察組織の総合調整に関すること。 ○職員、家族の安否確認に関すること。 ○遺族支援に関すること。 ○災害警備要員の健康管理に関すること。 ○傷病者の救護に関すること。 ○救護隊の運用に関すること。 ○監察事案に関すること。 ○訟務事案に関すること。 ○警察活動に係る苦情に関すること。 ○表彰に関すること。 ○事業者等からの贈与に関すること。	
	継続の必要性の高い通常業務	レベル5	【警務課】 ○所管行政に係る犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 【教養課】 ○警察装備のうち銃器及び弾薬に関すること。 ○通訳センターに関すること。
		レベル4	
		レベル3	
縮小・中断業務		【警務課】 ○人事、定員及び給与に関すること。 ○警察官の募集及び職員の各種任用試験に関すること。 ○警察組織の企画及び調査に関すること。 ○成案文書の審査に関すること。 ○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。 ○犯罪被害者等給付金に関すること。	

- 国外犯罪被害弔慰金及び国外犯罪被害障害見舞金に関する事。
- 退職手当及び公務災害補償に関する事。
- 職員の退職管理に関する事。

【教養課】

- 警察教養一般に関する事。
- 警察教養施設の整備及び運営に関する事。

【厚生課】

- 福利厚生に関する事。
- 健康管理に関する事（災害警備要員に関する事を除く）。
- 警察共済組合に関する事。
- 恩給に関する事。
- 職員の生活相談に関する事。

【監察官室】

- 監察に係る事務の企画及び実施に関する事。
- 規律の保持及び士気の高揚一般に関する事。
- 表彰に関する事（災害警備に関するものを除く）。
- 懲戒に関する事。
- 職員の職務執行等に係る苦情に関する事（災害警備に関するものを除く）。
- 争訟に関する事（災害警備に関するものを除く）。
- 行政不服審査に関する事（災害警備に関するものを除く）。

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	○生活安全班の総括に関する事。 ○被災地犯罪情勢の把握、広報啓発等に関する事。 ○災害に便乗した犯罪の防犯対策に関する事。 ○自治体、警備業者や防犯ボランティア等との連携に関する事。 ○生活安全事件捜査に関する事。 ○生活安全隊の運用に関する事。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（特別生活安全部隊）の運用に関する事。 ○行方不明者受理体制の確保に関する事。 ○行方不明者の特定、追跡調査に関する事。 ○行方不明者に係る自治体との調整に関する事。 ○災害に伴う少年対策に関する事。 ○災害に便乗した悪質商法の取締りに関する事。 ○インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の捜査に関する事。 ○銃砲及び火薬類対策に関する事。 ○危険物対策に関する事。 ○核燃料物質等の運搬に関する事。
	継続の必要性の高い通常業務	レベ 5 【生活安全企画課】 ○犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事。 ○犯罪の予防に関する事。 ○生活安全関係事犯の捜査に関する事。 ○子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに関する事。 【人身安全対策課】 ○ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関する事。 ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関する事。 ○行方不明者、迷い子等の保護に関する事。 ○児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案に関する事。 【少年課】 ○犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。 ○少年相談に関する事。 ○少年事件の捜査及び調査に関する事。 ○少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する事。

	【生活経済課】 ○環境事犯の取締りに関すること。 ○保健衛生事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。 ○経済事犯の取締りに関すること。 ○環境事犯、保健衛生事犯、経済事犯の取締りのほか、他の部課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。 【保安課】 ○銃砲刀剣類等の取締りに関すること（犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。ただし、組織犯罪第二課の所掌に属するものを除く。）。 ○火薬類の取締りに関すること（犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。ただし、組織犯罪第二課の所掌に属するものを除く。）。 ○高圧ガスその他危険物の取締りに関すること（犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。）。 ○核燃料物質等の運搬に関すること。 【サイバー犯罪対策課】 ○高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
レベル4	【保安課】 ○火薬庫等の立入検査等に関すること（重大事故等に発展するおそれのある場合に限る。）。
レベル3	【少年課】 ○少年の補導に関すること。 ○少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 【保安課】 ○銃砲刀剣類等の取締りに関すること（上記レベル5以外の事件。ただし、組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。 ○火薬類の取締りに関すること（上記レベル5以外の事件。ただし、組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。 ○高圧ガスその他危険物の取締りに関すること（上記レベル5以外の事件。）。 ○銃砲刀剣類等の許可に関すること。 ○質屋、古物営業及び金属くず回収業の許可及び取締りに関すること。 ○探偵業の届出及び取締りに関すること。 ○警備業の認定及び取締りに関すること。 ○インターネット異性紹介事業の届出及び取締りに関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。 ○風俗関係事犯の取締りに関すること。

		○売春関係事犯の取締りに関すること。 ○風俗営業等の許可及び届出並びに取締りに関すること。 ○外国人雇用関係事犯の取締りに関すること。
縮 小 ・ 中 断 業 務		【生活安全企画課】 ○生活安全警察運営の企画及び調査に関すること。 ○犯罪傾向の調査に関すること。
		【少年課】 ○少年非行の防止に関する企画及び対策に関すること。
		【保安課】 ○火薬庫等の立入検査等に関すること（上記レベル4以外。）。
		【サイバー犯罪対策課】 ○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の運用に関すること。 ○情報技術を利用する犯罪の取締りの支援に関すること。

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容	
非常時優先業務	災害応急対策業務	○地域班の総括に関すること。 ○被災地におけるパトロールに関すること。 ○特別巡回連絡の実施に関すること。 ○被災地警戒隊の運用に関すること。 ○自動車警ら隊、鉄道警察隊及び警察用船舶の総合運用に関すること。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（特別自動車警ら部隊）の運用に関すること。 ○初動警察活動に関すること。 ○110番通報補完体制の確保に関すること。 ○無線通信系の統制に関すること。 ○無線機の動員調達及び管理に関すること。	
	継続の必要性の高い通常業務	レベル5	【地域企画課】 ○水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。 【通信指令課】 ○通信指令活動に関すること。 ○緊急配備に関すること。 ○警察無線通信に関すること。
		レベル4	【地域企画課】 ○水上警察に関すること。 ○鉄道警察に関すること。 【自動車警ら隊】 ○機動警らの実施に関すること。
		レベル3	【地域企画課】 ○自動車警ら隊の総合運用に関すること。 ○警ら用無線自動車、移動交番車及び警察用船舶の運用調整に関すること。
縮		【地域企画課】	

小 ・ 中 断 業 務	○地域警察運営の企画及び調査に関すること。 ○地域警察官の指導教養に関すること。 ○交番その他の派出所及び駐在所の設置等に関すること。 【通信指令課】 ○通信指令業務の企画、調査及び指導に関すること。 【自動車警ら隊】 ○隊員の教養訓練に関すること。
----------------------------	---

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容					
非常時優先業務	災害応急対策業務	○捜査班の総括に関すること。 ○警察共通基盤システムにおける犯罪情報等照会業務の運用に関すること。 ○ＡＴＭ破り、詐欺等災害に便乗した犯罪の取締りに関すること。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（特別機動捜査部隊）の運用に関すること。 ○検視及び検視に係る遺族支援に関すること。 ○検視及び身元確認に関する自治体、医師会等関係機関団体との連絡調整に関すること。 ○検視隊（検視班、遺族等支援班）の運用に関すること。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊（刑事部隊））の運用に関すること。 ○鑑識活動に関すること。 ○身元確認資料の収集、確保に関すること。 ○歯牙鑑定の実施における歯科医師の協力要請に関すること。 ○検視隊（身元確認支援班）の運用に関すること。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（身元確認支援部隊）の運用に関すること。 ○身元確認資料のＤＮＡ型鑑定に関すること。 ○外国人犯罪組織の動向把握に関すること。 ○復旧・復興事業等からの暴力団排除に関すること。					
	継続の必要性の高い通常業務	<table><tr><td>レベル５</td><td>【捜査第一課】 ○殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。 ○人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。 ○変死体の検視及び犯罪死体の検証に関すること。 【鑑識課】 ○犯罪鑑識（殺人等重要事件）に関すること。 【科学捜査研究所】 ○犯罪捜査（殺人等重要事件）に関連する鑑定及び検査に関すること。</td></tr><tr><td>レベル４</td><td>【捜査第一課】 ○暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。（犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。）</td></tr><tr><td>レベル３</td><td>【刑事企画課】 ○都府県警察との犯罪捜査の共助に関すること。 ○指名手配及び指名通報に関すること。 ○告訴及び告発への対応に係る調整及び指導に関すること。 【捜査第一課】 ○過失犯の捜査に関すること。</td></tr></table>	レベル５	【捜査第一課】 ○殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。 ○人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。 ○変死体の検視及び犯罪死体の検証に関すること。 【鑑識課】 ○犯罪鑑識（殺人等重要事件）に関すること。 【科学捜査研究所】 ○犯罪捜査（殺人等重要事件）に関連する鑑定及び検査に関すること。	レベル４	【捜査第一課】 ○暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。（犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。）	レベル３
レベル５	【捜査第一課】 ○殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。 ○人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。 ○変死体の検視及び犯罪死体の検証に関すること。 【鑑識課】 ○犯罪鑑識（殺人等重要事件）に関すること。 【科学捜査研究所】 ○犯罪捜査（殺人等重要事件）に関連する鑑定及び検査に関すること。						
レベル４	【捜査第一課】 ○暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。（犯行態様等から重大事件に発展するおそれのある事件に限る。）						
レベル３	【刑事企画課】 ○都府県警察との犯罪捜査の共助に関すること。 ○指名手配及び指名通報に関すること。 ○告訴及び告発への対応に係る調整及び指導に関すること。 【捜査第一課】 ○過失犯の捜査に関すること。						

	○暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関する事。 (上記レベル4以外の事件。) ○レベル5～レベル3に記載されたもののほか、他の部課の所掌に属しない刑法犯罪の捜査に関する事。 【捜査第二課】 ○偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関する事。 【捜査第三課】 ○窃盗犯の捜査に関する事。 【捜査支援分析課】 ○犯罪情報の収集及び分析に関する事 (他の部課の所掌に属するものを除く。) 【鑑識課】 ○犯罪鑑識 (殺人等重要事件以外) に関する事。 【機動捜査隊】 ○機動捜査の実施に関する事。 【科学捜査研究所】 ○犯罪捜査 (殺人等重要事件以外) に関連する鑑定及び検査に関する事。 【組織犯罪対策企画課】 ○組織犯罪に係る情報の収集、分析等に関する事。 ○特殊詐欺等 (特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪をいう。) の組織犯罪の取締りに関する事。 ○国際犯罪の捜査に関する事。 ○国際捜査共助に関する事。 【組織犯罪対策第一課】 ○匿名・流動型犯罪グループに係る犯罪の捜査に関する事。 ○匿名・流動型犯罪グループに係る情報の収集、分析、実態解明等に関する事。 ○犯罪収益対策に関する事。 【組織犯罪対策第二課】 ○暴力団の排除活動に関する事 ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の運用に関する事 (組織犯罪対策企画課の所掌に属するものを除く。) ○暴力団犯罪の捜査に関する事 ○企業対象暴力犯罪の捜査に関する事 ○賭博犯罪の捜査に関する事 ○暴力団犯罪被害等に対する保護対策に関する事 ○拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関する事。 ○麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関する事。 ○暴力団等に係る情報の収集、分析等に関する事。
縮小	【刑事企画課】 ○刑事警察運営の企画及び調査に関する事。

・ 中 断 業 務	【捜査第二課】 ○証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。 ○選挙に関する犯罪の捜査に関すること。 【捜査第三課】 ○移動警察に関すること。 【捜査支援分析課】 ○犯罪捜査技術の研究及び指導に関すること。 ○犯罪統計に係る指導及び審査に関すること。 ○手口捜査に関すること。 【鑑識課】 ○犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。 【機動捜査隊】 ○隊員の教養訓練に関すること。 【科学捜査研究所】 ○科学捜査についての研究及び実験に関すること。 【組織犯罪対策企画課】 ○組織犯罪対策の企画及び調査に関すること。 ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定による暴力団の指定に関すること。 【組織犯罪対策第一課】 ○匿名・流動型犯罪グループ対策の企画及び調査に関すること。 【組織犯罪対策第二課】 ○暴力団総合対策の企画及び調査に関すること。 ○薬物銃器対策の企画、調査及び統計に関すること。
----------------------------------	--

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	○交通班の総括に関すること。 ○緊急交通対策隊の運用に関すること。 ○高速道路対策隊の運用に関すること。 ○都道府県警察の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊（交通部隊）、特別交通部隊）の運用に関すること。 ○交通事故事件捜査に関すること。 ○交通規制の計画、広報に関すること。 ○緊急交通路の設定、標章交付に関すること。 ○運輸機関との連絡、調整に関すること。 ○許認可に関すること。 ○交通情報の収集及び提供に関すること。 ○信号機の滅灯対策、復旧に関すること。 ○運転免許業務の再開に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	レベル5 【交通企画課】 ○交通事故防止の総合対策に関すること。 ○高速道路交通警察隊の運用に関すること。 【交通指導課】 ○交通機動隊の運用に関すること。 【交通捜査課】 ○交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。 ○交通鑑識に関すること。 ○暴走族対策に関すること。 【交通規制課】 ○道路の交通規制に関すること。 ○信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること（交通安全施設の取得及び処分に関するものを除く。）。 ○交通管制に関すること。 ○交通情報に関すること。 【高速道路交通警察隊】 ○高速自動車国道等における交通の指導取締り並びに交通関係法令違反事件及び交通事故事件の捜査に関すること。 ○高速自動車国道等における交通規制等に関すること。 ○高速自動車国道等における緊急配備等の犯罪捜査の初動活動その他必要な警察事務に関すること。 【運転免許試験課】 ○運転免許事務（運転免許の取消し、停止等に関するものを除く。）の企画及び指導に関すること。 ○運転免許試験に関すること。

		○運転者教育及び運転免許に係る講習に関すること。 ○運転免許証及び運転免許の登録に関すること。
	レベル4	
	レベル3	【交通規制課】 ○通行許可、駐車許可及び道路使用許可に関すること。 ○自動車の保管場所の確保等（交通指導課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
縮小・中断業務		【交通企画課】 ○交通警察運営の企画及び調査に関すること。 ○交通安全教育に関すること。 ○交通安全活動に関すること。 ○安全運転管理者制度に関すること。 ○地域交通安全活動推進委員に関すること。 ○交通安全活動推進センター、自動車安全運転センター等との連絡調整に関すること。 【交通指導課】 ○交通の指導取締りに関すること（交通捜査課の所掌事務に属するものを除く）。 ○交通反則行為の処理に関すること。 ○自動車の使用制限に関すること。 ○駐車対策センターに関すること。 ○交通反則通告センターに関すること。 【交通規制課】 ○交通安全施設等整備事業に関すること。 ○道路法等の規定に基づく協議等に関すること。 ○駐車対策（交通指導課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 【交通機動隊】 ○一般主要幹線道路における交通の指導取締りに関すること。 ○隊員の教養訓練に関すること。 【運転免許試験課】 ○指定自動車教習所に関すること。 【運転免許管理課】 ○運転免許の取消し、停止等に関すること。

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	○災害警備本部における業務の総括、調整に関すること。 ○被害情報の集約に関すること。 ○予報、警報等の伝達に関すること。 ○関係機関との連絡調整に関すること。 ○警察庁に対する報告に関すること。 ○都府県警察への援助の要求に関すること。 ○方面本部、警察署等への災害警備要員の派遣に関すること。 ○災害警備活動の記録、撮影に関すること。 ○救出救助部隊の運用に関すること。 ○警察用航空機の運用に関すること。 ○都府県警察の警察災害派遣隊（広域緊急援助隊（警備部隊）、広域警察航空隊、緊急災害警備隊、特別警備部隊）の運用に関すること。 ○警戒区域における警戒警備に関すること。 ○重要施設等の被害実態把握に関すること。 ○帰宅困難者対策に関すること。 ○被害情報の収集及び記録に関すること。 ○情報隊の運用に関すること。 ○無線通話の記録に関すること。 ○警衛・警護に関すること。 ○警衛警護隊の運用に関すること。 ○特命事項に関すること。 ○特命隊の運用に関すること。
	継続の必要性の高い通常業務	【公安第一課】 ○次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること。 ・ 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪 ・ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪 ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号）第6条及び第7条に規定する犯罪 ・ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪 ○公共の安全を害するおそれのある爆破予告等の情報の収集及び取締りに関すること。

	○電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。 【公安第二課】 ○極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関するものの取締りに関すること。 ○警衛及び警護に関すること（災害警備に関するものを除く。）。 【公安第三課】 ○極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関するものの取締りに関すること。 【外事課】 ○次に掲げる犯罪の取締りに関すること。 ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪 ・ その他警備警察に係る来日外国人等による犯罪 【警備課】 ○緊急事態への対処に関すること。 ○警備方針の策定及び警備実施（他の部課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 ○機動隊の運用に関すること。 ○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に関すること。 ○雑踏警備に関すること。 【機動隊】 ○警備、取締り等に従事すること。 【航空隊】 ○警察用航空機の運用及び整備等に関すること。 ○災害その他の場合における警備実施、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に関すること。 ※「レベル5」に掲げる「犯罪の取締りに関すること。」のうち、急を要するもの以外は「縮小・中断業務」とする。
レベル4	【公安第一課】 ○警備情報（公安第二課、公安第三課及び外事課の所掌に係るものを除く。）に関すること。 【公安第二課】 ○極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報に関すること。 【公安第三課】 ○極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備情報に関すること。

		【外事課】 ○次に掲げる警備情報に関すること。 ・ 外国人に係る警備情報 ・ 外国人又は活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる政治上その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に関する警備情報 ※「レベル4」に掲げる事項のうち、急を要するもの以外は「縮小・中断業務」とする。
		レ ベ ル 3 【公安第二課】 ○警備警察に関する資料の整備及び保存に関すること。
縮 小 ・ 中 断 業 務		【公安第一課】 ○警備警察運営の企画及び調査に関すること。 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく調査、立入検査等に関すること。 ○電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。 【警備課】 ○緊急事態に対処するための計画に関すること。 ○災害警備に関すること（災害応急対策を除く。）。 【機動隊】 ○隊員の教養訓練に関すること。 【航空隊】 ○隊員の教養訓練に関すること。

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・ レベル5 ～ 甚大
- ・ レベル4 ～ 大きい
- ・ レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容	
非常時優先業務	災害応急対策業務	○インターネット上における混乱や犯罪を誘発するおそれのある情報の把握に関すること。	
	継続の必要性の高い通常業務	レベル5	
		レベル4	
		レベル3	
縮小・中断業務		○サイバーセキュリティ対策の企画、調査及び総合調整に関すること。 ○サイバーセキュリティ対策に必要な情報の収集及び分析に関すること。 ○サイバーセキュリティ対策に係る指導教養に関すること。 ○情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。	

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度

業 務 の 分 類

分 類		業 務 内 容	
非常時優先業務	災害応急対策業務	○情報通信の確保に関すること ○機動警察通信隊の運用に関すること ○都道府県警察の警察災害派遣隊（機動警察通信隊、情報通信支援部隊）の運用に関すること	
	継続の必要性の高い通常業務	レベル5	○職員の召集・参集に関すること。 ○通信手段の機能の確認、回復等通信の確保に関すること。 ○通信制限による災害警備活動に必要な通信の確保に関すること。 ○警察通信施設の重要障害への対応に関すること。
		レベル4	○道警察等からの情報収集・連絡に関すること。 ○広域的な応援のための連絡・調整に関すること。 ○情報セキュリティ侵害事案発生時における対応に関すること。 ○サイバーテロ等への対応に関すること。
		レベル3	○警備、捜査等の通信運用の実施等に関すること。 ○道警察に対する技術支援業務に関すること。 ○通信資機材の支援に関すること。
縮小・中断業務		○通信施設整備工事（契約済み）の監査及び検査に関すること。 ○中央集約システムの更新立会及び切替作業に関すること。	

※ 業務が停止した場合における影響の重大性

- ・レベル5 ～ 甚大
- ・レベル4 ～ 大きい
- ・レベル3 ～ 中程度